

令和 5 年度（2023年度） 子育て看護職員等就業定着支援事業の概要（予定）

1 事業の目的

この事業は、病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うことを目的とする。

2 補助対象者

市町村（一部事務組合を含む）	日本赤十字社
社会福祉法人	厚生農業協同組合連合会
国家公務員共済組合及びその連合会	地方公務員等共済組合
私立学校教職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合
健康保険組合及びその連合会	国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
医療法人	社団法人
財団法人等	その他知事が適当と認める者

3 補助対象者の義務

補助対象者は、設備及び運営について児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重するものとする。

4 補助対象施設

次の病院内保育施設の種別に該当し、かつ、保育料（給食費用は含むが、おやつ代は除外）として児童1人当たり平均月額10,000円以上を徴収する予定である施設とする。

ただし、当該年度において、原則12ヶ月運営するものに限り補助対象とする。

〔病院内保育施設の種別〕

種別	児童数	保育士等数	保育時間	保育料
A型特例	1人以上4人未満	2人以上	8時間以上	児童一人当たり 月額10,000円以上
A型	4人以上			
B型	10人以上	4人以上	10時間以上	
B型特例	30人以上			

※1 児童数等の算定方法については、別紙「補助対象種別を判定する際の考え方」を参照すること。

※2 「B型特例」については、市町村（一部事務組合）は対象外であること。

5 補助金交付額の算定

次の表に定める基準額と対象経費の実支出額とを病院内保育施設ごとに比較して少ない方の額を選定し、この選定額に民間・公的施設は3分の2、市町村立施設は4分の1を乗じて得た額に地域調整率を乗じて得た額とする。ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

基準額（予定）		対象経費
各病院内保育施設につき、1により算定した基本額より下記に定める保育料収入相当額を控除の上、下記に定める病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、2により算定した加算額の合計額		病院内保育所の運営に必要な次に掲げる経費
1 基本額	①A型特例 保育士等数1人×@153,700円×12ヶ月 ②A型 保育士等数2人×@153,700円×12ヶ月 ③B型 保育士等数4人×@153,700円×12ヶ月 ④B特例型 保育士等数6人×@153,700円×12ヶ月	1 給与費 ・常勤職員給与費 ・非常勤職員給与費 ・法定福利費
2 加算額	①24時間保育 @ 17,060円×運営日数 ②病児等保育 @ 187,560円×運営月数 ③緊急一時保育 @ 17,060円×運営日数 ④休日保育 @ 11,630円×運営日数 ⑤児童保育 @ 10,670円×運営日数	2 委託料 （上記1に該当するもの）

○ 保育料収入相当額の算定方法																		
① A型特例	@24,000円×保育児童数1人×12ヶ月																	
② A型	@24,000円×保育児童数4人×12ヶ月																	
③ B型	@24,000円×保育児童数10人×12ヶ月																	
④ B型特例	@24,000円×保育児童数18人×12ヶ月																	
○ 設置者の負担能力指数による調整率等																		
負担能力指数による調整率は次のとおり。																		
ただし、施設設置後3か年を経過していない施設にあつては、この調整率を適用しない。																		
(ア) 民間・公的施設	(イ) 市町村立施設																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担能力指数</th> <th>調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5未満</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>5以上20未満</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>20以上</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>	負担能力指数	調整率	5未満	1.0	5以上20未満	0.8	20以上	0.6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担能力指数</th> <th>調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3未満</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>3以上15未満</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>15以上</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table>	負担能力指数	調整率	3未満	1.0	3以上15未満	0.5	15以上	0.0	
負担能力指数	調整率																	
5未満	1.0																	
5以上20未満	0.8																	
20以上	0.6																	
負担能力指数	調整率																	
3未満	1.0																	
3以上15未満	0.5																	
15以上	0.0																	

(1) 各種加算制度 (イ・ウ・エ・オについては、公的・市町村施設は対象外であること)

ア 24時間保育制度

本制度は、終日いずれの時間においても、保育サービスの提供ができるよう保育士等が24時間保育施設に勤務し、当該勤務に係る手当が支給されている場合及び自宅待機等で24時間保育への対応が可能であり、かつ自宅待機に係る手当が日額17,060円以上である場合に加算額を交付するものです。

イ 病児等保育制度

本制度は、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病児及び病気回復期である病院内保育所の通所児童を保育した場合及び病院内保育所通所児童ではないが、前記と同様の状況にある児童(小学校低学年児童等を含む。)を保育した場合に加算額を交付するものです。

(ア) 対象疾患

感冒、消化不良症(多症候性下痢)等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等慢性的疾患及び骨折等の外傷性疾患など。

また、原則7日まで連続して保育することができるものとする。ただし、医師の判断及び保護者の状況により延長可能であること。

(イ) 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。

(ウ) 職員配置等

病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置していること。

なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し、看護職員1名の配置を基本とする。

また、児童の受け入れに当たり、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

(エ) その他

病児等保育に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものであること。(ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。)

ウ 緊急一時保育制度

本制度は、24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者が、夜間において緊急の勤務を必要とする場合に、医療機関が予め委託契約している保育サービス提供者において保育を行った場合に加算額を交付するものとし、基準については次のとおりです

(ア) 対象児童

医療従事者の乳児又は幼児であつて、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童(小学校低学年児童を含む)

(イ) 対象となるサービス

病院内保育所が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と契約をしており、かつ保育サービス提供者への支払を当該病院内保育の会計で行い、アにより医療従事者の児童を保育したこ

とにより病院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

(ウ) 緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所、都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については対象としない。

エ 休日保育制度

本制度は、以下に掲げる日に保育サービスを提供した場合に加算額を交付するものです。

ただし、以下に掲げる日であっても、診療日として表示する日を除きます。

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に規定する休日

(ウ) 12月29日から翌年1月3日（前号に掲げる日を除く。）

オ 児童保育制度

本制度は、病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童（以下、放課後児童という。）の保育を行った場合に加算額を交付するものです。

(ア) 施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けていること。

(イ) 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を1名以上配置すること。

(2) 設置者の負担能力指数の算定

ア 負担能力指数は、令和3年度（2021年）の病院決算における当期剰余金を、令和5年度（2023年度）の病院内保育施設運営費に係る設置者負担額（国や道からの補助金交付前の額）で除した数値とする。

イ 病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と次により算出された標準経費とを比較して少ない方の額とする。

$$\text{標準経費} = a \text{ 保育士等の数} \times b \text{ 標準人件費} + c \text{ その他の経費}$$

注) 1 「a 保育士等の数」は、令和5年（2023年）4月1日（土曜日、日曜日又は休日の場合は、直後の平日とする。）現在の病院内保育施設利用職員の児童数を2.6人で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入）とする。ただし、算出された保育士等の数が、A型及びA型特例にあつては2人、B型にあつては4人、B型特例にあつては10人を下回った場合は、当該施設の保育士等の数は、A型及びA型特例2人、B型4人、B型特例10人とする。

2 令和5年度（2023年度）の「b 標準人件費」は、3,186,000円とする。

3 「c その他の経費」は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうち、適当と認められる額とする。（借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等職員の給食費等の費用は認めないものとする。）

6 補助金の計算式

$$\text{補助基準額 (A)} \times \text{補助率 (B)} \times \text{地域調整率 (C)} = \text{補助金交付額 (千円未満切捨)}$$

※「補助対象経費（保育士等人件費）>補助基準額（A）」の場合

(1) 補助基準額 (A)

	基本額	保育料収入相当額	
A型特例	1,556,400円	1,844,400円	－ 288,000円
A型	2,536,800円	3,688,800円	－ 1,152,000円
B型	4,497,600円	7,377,600円	－ 2,880,000円
B型特例	5,882,400円	11,066,400円	－ 5,184,000円

負担能力
× 指数による + 加算額
調整率

(2) 補助率 (B)

ア 民間、公的施設 2 / 3

イ 市町村立施設 1 / 4

(3) 地域調整率 (C)

病院の所在する二次医療圏の人口10万対看護職員就業数が全道平均人口10万対看護職員就業数に占める割合により補助金交付額を調整する。

$(\text{所在圏域人口10万対看護職員就業数}) \div (\text{全道平均人口10万対看護職員就業数}) \times 100$	地域調整率
80%未満	1.15
80%以上90%未満	1.1
90%以上97%未満	1.05
97%以上	1.0